

許可番号 第08360008188号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原字稲干1048番地2
氏名 株式会社新岡山工業
代表取締役 田 口 孝 利



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 4年 5月 29日
許可の有効期限 令和 11年 5月 28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(あり)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

燃焼しやすい廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、廃PCB等(低濃度PCB廃棄物に限る)、PCB汚染物(低濃度PCB廃棄物に限る)、廃石綿等、有害燃え殻、有害汚泥、有害廃油、有害廃酸、有害廃アルカリ、有害ばいじん 以上13種類(有害な特別管理産業廃棄物における有害物質の種類は裏面のとおりに。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1) 積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する特別管理産業廃棄物の種類

岡山市南区築港栄町10番7の一部(面積:120㎡)

燃焼しやすい廃油 以上1種類

(2) 保管上限及び積み上げることのできる高さ

4㎡(容器保管)

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市南区築港栄町10番7の一部(面積:120㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年 5月29日 新規許可

令和 4年 5月29日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類																																																																																																																																																																																																																																									
			積替え・保管の有無	有																																																																																																																																																																																																																																						
			積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																																																																																																																																																																																																																																							
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	取扱う品目	限定がある場合 その内容																																																																																																																																																																																																																																						
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○		○																																																																																																																																																																																																																																							
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○		-																																																																																																																																																																																																																																							
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○		-																																																																																																																																																																																																																																							
4 感染性産業廃棄物	○		-																																																																																																																																																																																																																																							
5 廃PCB等	○	低濃度PCB廃棄物に限る	-	低濃度PCB廃棄物に限る																																																																																																																																																																																																																																						
6 PCB汚染物	○	低濃度PCB廃棄物に限る	-	低濃度PCB廃棄物に限る																																																																																																																																																																																																																																						
7 PCB処理物	-		-																																																																																																																																																																																																																																							
8 廃水銀等	-		-																																																																																																																																																																																																																																							
9 廃石棉等	○		-																																																																																																																																																																																																																																							
10 廃PCB等、廃水銀等、廃石棉等を除く特定有害産業廃棄物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>取扱う品目</th> <th>積替え・保管を許可する品目</th> <th>限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)</th> <th>水銀又はその化合物</th> <th>アルキル水銀化合物</th> <th>カドミウム又はその化合物</th> <th>鉛又はその化合物</th> <th>有機燐化合物</th> <th>六価クロム化合物</th> <th>砒素又はその化合物</th> <th>シアン化合物</th> <th>PCB</th> <th>トリクロロエチレン</th> <th>テトラクロロエチレン</th> <th>ジクロロメタン</th> <th>四塩化炭素</th> <th>1,1-ジクロロエタン</th> <th>1,1-ジクロロエチレン</th> <th>シス-1,2-ジクロロエチレン</th> <th>1,1-トリクロロエタン</th> <th>1,2-ジクロロプロペン</th> <th>チウラム</th> <th>シマジン</th> <th>チオベンカルブ</th> <th>ベンゼン</th> <th>セレン又はその化合物</th> <th>1,4-ジオキサン</th> <th>ダイオキシン類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃え殻</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>汚泥</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>廃酸</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>廃アルカリ</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>-</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>鉱さい</td> <td>-</td> <td></td> <td></td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>/</td> <td>-</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> </tr> <tr> <td>ばいじん</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>○</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>/</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				廃棄物の種類	取扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類	燃え殻	○			/	/	○	○	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	汚泥	○			○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃油	○			/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	○	/	廃酸	○			○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	廃アルカリ	○			○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鉱さい	-			-	-	-	-	/	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	ばいじん	○			○	○	○	○	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	○
廃棄物の種類	取扱う品目	積替え・保管を許可する品目	限定がある場合はその内容 (有害物質に係る限定は右表による)	水銀又はその化合物	アルキル水銀化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,1-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1-トリクロロエタン	1,2-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	1,4-ジオキサン	ダイオキシン類																																																																																																																																																																																																														
燃え殻	○			/	/	○	○	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	○																																																																																																																																																																																																														
汚泥	○			○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
廃油	○			/	/	/	/	/	/	/	/	/	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	/	/	/	○	/																																																																																																																																																																																																														
廃酸	○			○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
廃アルカリ	○			○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																														
鉱さい	-			-	-	-	-	/	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/																																																																																																																																																																																																															
ばいじん	○			○	○	○	○	/	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	○																																																																																																																																																																																																															

(備考) ・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。
 ・積替え又は保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。